

広島県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
のがみ歯科クリニック	庄原市板橋町一六〇番地一	令和七年四月一日
ふるたま歯科ファミリークリニック	東広島市八本松飯田八丁目八番四〇号一階	令和七年四月一日
阪神調剤薬局東広島店	東広島市黒瀬町檜原二四三番地九	令和七年三月一日
訪問看護ステーションぬくもり	東広島市八本松町飯田五二五番地三	令和七年二月一日
鼻岡内科医院	廿日市市宮内一丁目一〇番二〇号	令和七年三月一日
すみよい訪問看護ステーション	廿日市市四季が丘一丁目五番地一	令和七年一月一日
早川歯科クリニック	安芸郡府中町緑ヶ丘一三番三号	令和七年四月一日
きぼう薬局	安芸郡坂町坂西一丁目八番一〇号	令和七年四月一日
もみじ薬局 戸河内店	山県郡安芸太田町戸河内八一三番地七	令和七年三月一日